

第6号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について

定款附属書総代選挙規程の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款附属書総代選挙規程変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

1. 主な変更理由

(1) 総代の欠格事由にかかる改正

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立（令和元年6月14日公布）により、成年被後見人等であることを特定の資格・職種・業務等における欠格者とする条項を設けている法制度について、心身の故障等の状況につき個別・実質的に照らして各業務等に必要な能力の有無を判断する規定へと適正化することとされた。

その一環として行われた農業協同組合法および同施行規則の改正（令和元年12月14日施行）をふまえ、所要の修正を行う。

(2) 無投票当選制を採用していることによる内容の整合性にかかる改正

無投票当選制を採用していることから、高知県標準版の総代選挙規程に沿ったものとして、被選挙人を立候補および推薦による総代の候補者に限定すること、総代の候補者からは事前に承諾を得ているため当選の通知や就任の手続を簡素化する等、内容について整合性があるものとするため、所要の修正を行う。

(3) その他

条項ずれや誤植の修正等、所要の修正を行う。

2. 新旧対照表

新	旧
(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 (1) [略] <u>(2) 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> (3) ~ (4) [略]	(被選挙権を有しない者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 (1) [略] <u>(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取扱われている者</u> (3) ~ (4) [略]

新	旧
<p>(選挙期日) 第2条 [略] 2 第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。</p> <p>(投票) 第14条 [略] 2 [略] 3 正組合員は、前項の投票用紙に総代の候補者の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。 4 ~ 5 [略]</p> <p>(無効投票) 第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。 (1) [略] (2) 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの(職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記入したものを除く。) (3) 総代の候補者の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの (4) 総代の候補者でない者の氏名を記載したもの (5) 総代の候補者の氏名を自書していないもの (6) 第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙の場合にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に総代である者の氏名を記載したもの (7) 1票中に2人以上の総代の候補者の氏名を記載したもの</p> <p>(当選の通知等) 第20条 [略] [削除]</p> <p>[削除]</p>	<p>(選挙期日) 第2条 [略] 2 第24条の規定による再選挙又は第26条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。</p> <p>(投票) 第14条 [略] 2 [略] 3 正組合員は、前項の投票用紙に被選挙人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。 4 ~ 5 [略]</p> <p>(無効投票) 第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。 (1) [略] (2) 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの(職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記入したものを除く。) (3) 被選挙人の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの (4) 被選挙権のない者の氏名を記載したもの (5) 被選挙人の氏名を自書していないもの (6) 第24条の規定による再選挙又は第26条の規定による補欠選挙の場合にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に総代である者の氏名を記載したもの (7) 1票中に2人以上の被選挙人の氏名を記載したもの</p> <p>(当選の通知等) 第20条 [略] 2 前項の通知を発した日から5日以内に当選を承諾する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を辞したものとみなす。</p> <p>(当選人の繰上げ補充) 第21条 当選人が、前条第2項の期間の満了の日までに、当選を承諾しなかった場合、被選挙権を失った場合又は死亡した場合において、第18条第1項ただし書の得票数を有する者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙管理者は、直ちに、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。 2 前条の規定は、前項の規定により当選人が定まった場合に準用する。</p>

新	旧
<p>(就任) <u>第 21 条</u> <u>当選人は、前条の掲示があった日に、総代に就任するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における次条の規定による当選及び<u>第 25 条</u>の規定による補欠選挙の場合を除き、前項の掲示があった日が現任総代の任期満了の日以前であるときは、その任期満了の翌日に就任するものとする。</p> <p>(当選の取消し) <u>第 22 条</u> [略] 2 <u>第 20 条及び前条</u>の規定は、前項の規定により当選人が定まった場合に準用する。</p> <p>(再選挙) <u>第 23 条</u> <u>第 18 条</u>の規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第 96 条の規定による選挙若しくは当選の取消しの結果前条の規定により当選人を定めることができない場合は、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。</p> <p>(総代が欠けた場合の繰上げ補充) <u>第 24 条</u> [略] 2 前項の場合には、<u>第 20 条及び第 21 条</u>の規定を準用する。</p> <p>(補欠選挙) <u>第 25 条</u> [略]</p> <p><u>附 則</u> [令和 2 年 6 月 29 日変更] <u>この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u> <u>[令和 2 年〇月〇日認可]</u></p>	<p>(就任) <u>第 22 条</u> <u>選挙管理者は、第 20 条第 2 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の期間の満了の日の翌日以後速やかに当選人の住所及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>当選人は、前項の掲示があった日に、総代に就任するものとする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における次条の規定による当選及び<u>第 26 条</u>の規定による補欠選挙の場合を除き、前項の掲示があった日が現任総代の任期満了の日以前であるときは、その任期満了の翌日に就任するものとする。</p> <p>(当選の取消し) <u>第 23 条</u> [略] 2 <u>第 20 条から前条まで</u>の規定は、前項の規定により当選人が定まった場合に準用する。</p> <p>(再選挙) <u>第 24 条</u> <u>第 18 条から第 21 条まで</u>の規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第 96 条の規定による選挙若しくは当選の取消しの結果前条の規定により当選人を定めることができない場合は、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。</p> <p>(総代が欠けた場合の繰上げ補充) <u>第 25 条</u> [略] 2 前項の場合には、<u>第 20 条から第 22 条まで</u>の規定を準用する。</p> <p>(補欠選挙) <u>第 26 条</u> [略]</p> <p>[新設]</p>